

鳥取労働局からのお知らせ

産業別最低賃金の改定について

平成18年12月20日から「鳥取県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金」が1時間714円に、同じく「鳥取県各種商品小売業最低賃金」が1時間685円に改定されました。

平成18年12月20日以降の鳥取県の最低賃金は、次のとおりです。

鳥取県最低賃金

1時間 614円 発効年月日：平成18年10月1日

産業別最低賃金

最低賃金の名称	最低賃金金額	発効年月日
鳥取県電気機械器具、 情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業 最低賃金	1時間 714円	平成18年12月20日
鳥取県各種商品小売業 最低賃金	1時間 685円	平成18年12月20日

詳しくは、鳥取県労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

【問い合わせ先】鳥取県労働局労働基準部賃金室 ☎(0857)29-1705
米子労働基準監督署 ☎(0859)34-2231

愛玩用の鶏などを飼育している皆様へ

11月末に、韓国で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。愛玩用の鶏などを飼育している皆様が一に行えることは、鶏などを常に衛生的な環境で飼育することです。特に、次のことに注意して毎日確認してください。

飼育する鳥の健康状態を毎日確認する。
鳥小屋の中だけでなく、周囲の清掃も併せて行う。
餌や飲み水は毎日新鮮なものを与える。
天気の良い日を選んで、鳥小屋内や餌箱、給水器を消毒液で洗う。
手指、衣服、長靴等を消毒して作業にあたる。
また、ウイルスが渡り鳥や野鳥を介して侵入することも考えられますので、防鳥ネット等で接触を防止しましょう。
鳥を世話する前後には石鹸で手洗い等も行いましょう。
飼育している鳥に異常が見られた場合、ただちに家畜保健衛生所にご連絡ください。

【問い合わせ先】
西部家畜保健衛生所
電話0859-620140

自衛官 (2等陸海空士) 募集

現在、防衛庁では、2等陸海空士を募集しています。

警察相談電話について

警察本部に、ストーリーカー、配偶者からの暴力、児童虐待、少年非行、悪質商法等、みなさんからの相談に応じる専用電話を設置しています。全国どこからでも短縮ダイヤル「9110番」を押せば、電話をかけた地域を管轄する警察本部警察総合相談室の専用電話につながります(ダイヤル回線を除く)。110番通報への緊急対応を迅速に行うために、相談には「#9110番」の利用をお願いいたします。

事件事故などの緊急通報：110番
警察相談：#9110番

【問い合わせ先】黒坂警察署
電話0859-740110

河川水水質検査結果について

平成18年11月15日に下記の河川水を検査した結果、全ての河川の水質は良好に保たれています。

開発関係河川(年6回のうち4回実施)
丸山地内河川、別所川、口別所公民館前河川、岸本原地内河川、前谷川、谷野川、大江川、清水池

【問い合わせ先】住民生活課 生活環境室 ☎68-3115

ひまわりセミナー ~やさしい人権講座~ 開催 消費生活相談の状況と悪質商法への対策

振り込め詐欺や送り付け商法、催眠商法など、私たち消費者を狙った詐欺まがいの商法が横行しています。

だまされないためにはどうしたらいいのか。どんなことから個人情報が出ているのか。実際の相談事例から対応策、新たな手口などをお話いただきます。

自分たちの情報は自分たちで守る、賢い消費者になるための学習です。

普段着で参加できる会です。お気軽にお越しください。

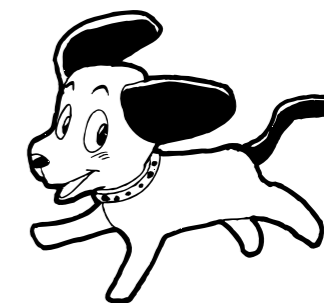
【日時】1月19日(金)19時30分~
【場所】溝口公民館 大会議室
【講師】鳥取県消費生活センター
所長 尾田 一寿さん

【問い合わせ先】教育委員会事務局人権政策室 ☎62-0713

狂犬病予防について

最近、海外渡航中に現地で犬に噛まれ、狂犬病を発症するケースが報告されています。狂犬病の特徴は、次のとおりです。

犬に限らずほとんど全ての哺乳類が感染する。
有効な治療法がないため、発症すれば100%死亡する。
日本やオーストラリア等を除き、世界各地で発生し、地域によって感染源動物が異なる。(アジアでは主に犬)
狂犬病に感染した場合、すぐに発症するわけではなく、大半が1~3ヶ月潜伏期間がある。
潜伏期間中は感染の有無を知る手段がない。



万が一狂犬病に感染した疑いがある場合には、できるだけ早期に発症を予防するためのワクチン(暴露後ワクチン)を接種する必要がありますので、保健所や最寄りの医療機関にご相談ください。

また、これから海外に渡航される予定の方は、下記のホームページにおいて狂犬病に関する情報が提供されていますので参考にしてください。

- 渡航者向け感染症情報ホームページ (<http://www.forth.go.jp/>)
「動物由来感染症を知っていますか？」
(http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/page_e/e03.html)
- 国立感染症研究所ホームページ
(http://idsc.nih.go.jp/idwr/kansen/k03/k03_18/k03_18.html)

現在、日本国内には狂犬病の発生はありませんが、近隣諸国では狂犬病がまん延しており、日本への狂犬病の侵入リスクは皆無ではありません。犬を飼われている方は、犬の登録と年1回の狂犬病の予防注射を必ず行ってください。

【問い合わせ先】住民生活課 生活環境室 ☎68-3115